

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等が行う技術開発等に必要な資金を貸し付けることにより、事業活動の活発化を図り、もって中小企業の経営基盤の強化および振興発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項各号および同条第2項各号に規定する者をいう。
- (2) 協同組合等 次のいずれかに該当する組合をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会および企業組合
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された協業組合および商工組合
 - ウ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された商店街振興組合
 - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づき設立された生活衛生同業組合
 - オ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)に基づき設立された酒類業組合
- (3) 中小企業者等 中小企業者および協同組合等をいう。
- (4) 支援プラザ 財団法人滋賀県産業支援プラザをいう。
- (5) 信用保証協会 滋賀県信用保証協会をいう。
- (6) 取扱金融機関 知事の指定する取扱金融機関をいう。

(資金使途)

第3条 資金の使途は、独自の着想に基づく新しい技術または経営上のノウハウ等の研究および開発ならびにその成果の事業化に要する資金とする。

(融資対象者)

第4条 資金の融資対象者は、滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱第3条に

規定するチャレンジ計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 県内に主たる事務所を有している者であること。
- (2) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条各号に規定する業種に属し、信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる者であること。
- (3) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けていること。
- (4) 税金を完納していること。
- (5) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 信用保証協会(他の信用保証協会を含む。)において代位弁済を受けたことがない者または信用保証協会(他の信用保証協会を含む。)において代位弁済を受けた者でその求償債務を完済して1年以上経過したものであること。
- (7) 国および地方公共団体の実施する制度資金を利用している者にあつては、その償還が遅れていないこと。
- (8) 融資対象者に係る発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有し、または出資している者でないこと。
- (9) 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)または滋賀県公害防止条例施行規則(昭和48年滋賀県規則第10号)の規定に違反している者でないこと。
- (10) 経営に事実上参加しているものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団または指定暴力団等の関係者でないこと。

(融資の条件)

第5条 資金の融資限度額(融資残高を加算して算出した融資を受けることができる額をいう。以下同じ。)、融資利率、融資期間および償還方法は、別表に定めるとおりとする。

(信用保証)

第6条 取扱金融機関は、資金の融資を受けようとする者に対し、信用保証協会の信用保証を付けさせるものとする。

2 前項の信用保証の保証料は、信用保証協会が定めるところによるものとする。

(取扱金融機関)

第7条 資金の融資は、別表に定める取扱金融機関を通じて行うものとする。

2 県は、前項の融資に必要な資金に充てるため、毎年度予算の範囲内において、取扱金融機関に

資金を預託するものとする。

3 前項の規定により県が預託する資金の額、利率、期間等は、別に定めるところによる。

(融資の方法)

第8条 資金の融資は、証書貸付けの方法によるものとする。

(融資の申込み)

第9条 資金の融資を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、滋賀の新しい産業づくり促進資金借入申込書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて支援プラザに提出しなければならない。

(1) 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱に基づくチャレンジ計画に係る認定申請書および知事の認定書の写し

(2) 事業税等の納税証明書

(3) 許認可書等の写し

(4) 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面

(5) 融資対象が建築物の場合にあっては、建築確認済証の写し

(6) 最近の試算表および直近2期の決算書

(7) 新たに事業を開始する者にあっては、客観的に事業に着手したことを証する書類

(8) 法人の登記事項証明書

(融資の決定)

第10条 支援プラザの理事長は、前条の規定により借入申込書類の提出があったときは、その内容について調査を行い、制度の趣旨に合致していると認めるときは、調査結果を記載した書面を添えて知事にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により通知があったときは、別に定める審査会の議を経て、借入申込書類の審査を行い、融資の適否を決定し、書面によりその旨を借入申込者、取扱金融機関、信用保証協会および支援プラザに通知するものとする。

3 知事は、前項の審査において、借入希望条件を変更することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、知事は、借入申込書類および第1項の調査結果により、明らかに融資をすることが適当であると認められた場合は、審査会の議を経ることを要しない。

(融資の実行)

第11条 取扱金融機関は、前条第1項の規定により知事から融資を行うことを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに融資を実行するものとする。

第12条 融資の実行が適当であると認められるものは、次の基準を満たしているものでなければならぬ。

(1) 融資対象者または融資対象事業がその将来性から判断して、貸付金の返済が確実であると認められるものであること。

(2) 過去において、経営責任者の放漫経営により倒産した事実がないものであること。

(3) 中小企業者で組織された共同組合等または中小企業者の組織する会社による申請の場合にあっては、役員および構成員相互の意思疎通が十分であり、かつ、協同化事業および協業化事業が円滑に行われることが確実に見込まれるものであること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、信用上重大な疑義が認められるものでないこと。

(融資による債権の取扱い)

第13条 第11条の規定により融資した資金に係る債権については、取扱金融機関がその責めを負うものとする。

(運用状況の調査等)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、融資を受けた中小企業者および関係機関に対し資金の運用状況等について調査を行い、または報告を求め、その結果に基づいて繰り上げ償還を指示する等必要な指示または指導をすることができる。

(融資状況の報告)

第15条 取扱金融機関は、毎月の融資状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正)

2 滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定により平成11年4月1日前に融資の申込みのあった滋賀の新しい産業づくり促進資金については、なお従前の例による。

付 則(平成12年告示第125号)

- 1 この告示は、平成12年3月8日から施行する。
- 2 建築確認通知書の確認年月日が平成11年4月30日以前である建築物に係る資金の貸付けを受けようとする者にあつては、改正後の第9条の規定にかかわらず、同条の滋賀の新しい産業づくり促進資金借入申込書に、同条第5号の建築確認済証の写しに代えて建築確認通知書の写しを添えて提出するものとする。

付 則（平成12年告示第220号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年告示第360号）

この告示は、平成14年8月2日から施行する。

付 則（平成14年告示第534号）

この告示は、平成14年12月2日から施行する。

付 則（平成16年告示第198号）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱の規定は、平成16年4月1日以降に実行する融資に係る資金から適用し、同日前に実行した融資に係る資金については、なお従前の例による。

付 則（平成16年告示第448号）

この告示は、平成16年7月23日から施行する。

付 則（平成17年告示第454号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年告示第495号）

この告示は、平成17年4月15日から施行する。

付 則（平成19年告示第240号）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱の規定は、平成19年4月1日以後に実行する融資に係る資金から適用し、同日前に実行した融資に係る資金については、なお従前の例による。

付 則（平成19年告示第545号）

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱の規定は、平成19年10月1日以後に実行す

る融資に係る資金から適用し、同日前に実行した融資に係る資金については、なお従前の例による。

付 則（平成21年告示第528号）

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱の規定は、平成21年10月1日以後に実行する融資に係る資金から適用し、同日前に実行した融資に係る資金については、なお従前の例による。

付 則（平成22年告示第117号）

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第272号）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱の規定は、平成22年4月1日以後に実行する融資に係る資金から適用し、同日前に実行した融資に係る資金については、なお従前の例による。

付 則（平成22年告示第577号）

- 1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱の規定は、平成22年10月1日以後に実行する融資に係る資金から適用し、同日前に実行した融資に係る資金については、なお従前の例による。

別表（第5条、第7条関係）

融資限度額	中小企業者 所要金額の80パーセント以内で2億円以内 協同組合等 所要金額の80パーセント以内で4億円以内
融資利率	年1.3パーセント
融資期間	10年以内
償還方法	据置期間2年以内 割賦償還
取扱金融機関	商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西アーバン銀行 大垣共立銀行 京都銀行 京都信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合

別記様式（第9条関係）

滋賀の新しい産業づくり促進資金借入申込書

年 月 日

財団法人滋賀県産業支援プラザの長 様

申込者住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称および代表者の職氏名）

電話番号（ ） -

滋賀の新しい産業づくり促進資金融資要綱第9条の規定により、下記のとおり資金を借り入れたく申し込みます。

記

借入申込金額	円	融資利率	年 %
融資期間		償還方法	
信用保証			
借入希望金融機関			
資金使途			
備考			